

防衛省訓令第15号

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき、防衛省行政文書管理規則を次のように定める。

平成23年4月1日

防衛大臣 北澤 俊美

防衛省行政文書管理規則

改正 平成23年8月30日省訓第33号

平成26年3月28日省訓第18号

平成26年7月1日省訓第38号

平成27年4月1日省訓第15号

平成27年10月1日省訓第39号

平成30年3月30日省訓第27号

平成31年3月29日省訓第20号

令和3年6月30日省訓第32号

令和4年3月30日省訓第36号

令和4年6月28日省訓第61号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 管理体制（第3条－第11条）

第3章 作成（第12条－第14条）

第4章 整理（第15条－第17条）

第5章 保存（第18条－第20条）

第6章 行政文書ファイル管理簿（第21条・第22条）

第7章 保存期間の延長、移管又は廃棄（第23条－第25条）

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等（第26条－第28条）

第9章 研修（第29条・第30条）

第10章 秘密文書等の管理（第31条・第32条）

第11章 補則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、防衛省（防衛装備庁を除く。以下同じ。）における行政文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政文書 防衛省の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして、防衛省が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。

(2) 行政文書ファイル等 防衛省における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資す

るよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。

(3) 行政文書ファイル管理簿 防衛省における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。

(4) 文書管理システム 文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

第3条 防衛省に総括文書管理者1名を置く。

- 2 総括文書管理者は、大臣官房長をもって充てる。
 - 3 総括文書管理者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設、改正及び廃止に伴う必要な措置
 - (5) 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理に関する事務の総括
- (公文書監理官)

第3条の2 公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(主任文書管理者)

第3条の3 内部部局の局ごとに、主任文書管理者1名

を置く。

- 2 主任文書管理者は、局長をもって充てる。
- 3 主任文書管理者は、第3条第3項第1号、第2号（行政文書の管理に関する内閣府との調整を除く。）、第4号及び第6号に掲げる事務を分掌する。
(機関等主任文書管理者)

第4条 機関等ごとに、機関等主任文書管理者1名を置く。

- 2 この訓令において「機関等」とは、次の表の機関等の欄に掲げるものをいい、当該機関等の機関等主任文書管理者は、同表の機関等主任文書管理者の欄に掲げる者とする。

機関等	機関等主任文書管理者
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長
防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部（自衛隊 サイバー防衛隊を含 む。第6条第2項にお いて同じ。）	統合幕僚長

陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊を含む。第6条第2項において同じ。）	陸上幕僚長
海上自衛隊	海上幕僚長
航空自衛隊	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長
備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。	

3 機関等主任文書管理者は、第3条第3項第1号、第2号（行政文書の管理に関する内閣府との調整を除く。）、第3号、第4号、第5号（総括文書管理者の定める規則に基づき定めるものに限る。）及び第6号に掲げる事務を分掌する。

（副総括文書管理者）

第5条 防衛省に副総括文書管理者1名を置く。

2 副総括文書管理者は、大臣官房文書課長をもって充

てる。

- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項各号に掲げる事務について、総括文書管理者及び公文書監理官を補佐するものとする。
- 4 副総括文書管理者は、前項に規定する事務に関し、防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）第5条に規定する副総括文書管理者と相互に協力するものとする。

（副主任文書管理者）

- 第5条の2 内部部局の局ごとに、副主任文書管理者1名を置く。
- 2 副主任文書管理者は、次の表の副主任文書管理者の欄に掲げる者とする。

局	副主任文書管理者
防衛政策局	防衛政策課長
整備計画局	防衛計画課長
人事教育局	人事計画・補任課長
地方協力局	総務課長

3 副主任文書管理者は、第3条の3第3項に規定する主任文書管理者の分掌する事務を補佐するものとする。
(機関等副主任文書管理者)

第6条 機関等ごとに、機関等副主任文書管理者1名を置く。

2 機関等副主任文書管理者は、次の表の機関等副主任文書管理者の欄に掲げる者とする。

機関等	機関等副主任文書管理者
防衛大学校	防衛大学校総務部長
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部長
防衛研究所	防衛研究所企画部長
統合幕僚監部	統合幕僚監部総務部長
陸上自衛隊	陸上幕僚監部監理部長
海上自衛隊	海上幕僚監部総務部長
航空自衛隊	航空幕僚監部総務部長
情報本部	情報本部総務部長
防衛監察本部	防衛監察本部副監察監

地方防衛局

地方防衛局総務部長

備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。

3 機関等副主任文書管理者は、第4条第3項に規定する機関等主任文書管理者の分掌する事務を補佐するものとする。

（文書管理者）

第7条 総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を指定する。ただし、機関等に置かれる文書管理者については、機関等主任文書管理者が、総括文書管理者の同意を得て指定するものとする。

2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 保存

(2) 保存期間が満了したときの措置の設定

(3) 行政文書ファイル管理簿への記載

(4) 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）

その他これらに関する措置

- (5) 管理状況の点検その他これに関する措置
 - (6) 行政文書の作成、標準文書保存期間基準（第17条第1項に規定する標準文書保存期間基準をいう。）の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等
- （文書管理担当者）

第8条 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指定する。

2 文書管理者は、文書管理担当者を指定したときは、速やかに内部部局にあっては総括文書管理者に、機関等にあっては機関等主任文書管理者にその氏名又は役職等を報告しなければならない。

3 前項の報告は、内部部局の各局の文書管理者にあっては、主任文書管理者を通じて行うものとする。

（監査責任者）

第9条 防衛省に監査責任者1名を置く。

2 監査責任者は、大臣官房文書課長をもって充てる。

3 監査責任者は、次の各号に掲げる組織における行政文書の管理の状況について、監査を行うものとする。

(1) 内部部局

(2) 特に必要を認めた機関等

(機関等監査主任者)

第10条 機関等ごとに、機関等監査主任者1名を置く。

2 機関等監査主任者は、機関等主任文書管理者が総括文書管理者の同意を得て指定する者（原則として第4条第3項に掲げる事務に従事する職員を除く。）とする。

3 機関等監査主任者は、当該機関等における行政文書の管理の状況について、監査を行うものとする。

(職員の責務)

第11条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、公文書監理官、主任文書管理者、機関等主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第12条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、防衛省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに防衛省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

第13条 別表第1に掲げる業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参照して、文書を作成するものとする。

2 前条の文書主義の原則に基づき、防衛省の内部における打合せ（防衛省と防衛装備庁との打合せを含む。）や防衛省の外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打

合せ等」という。)の記録については、文書を作成するものとする。

3 歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）へ移管する文書として、記録を作成するものとする。

4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切かつ効率的な文書作成)

第14条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。また、文書の作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。

2 防衛省の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、防衛省の出席者（防衛装備庁の出席者がいる場合には、当該出席者を含む。）による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

3 文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告

示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)、外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

4 文書の作成に当たり反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理 (職員の整理義務)

第15条 職員は、次条及び第17条に定めるところに従い、次の各号に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめること。
- (3) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する

日を設定すること。

(分類及び名称)

第16条 行政文書ファイル等は、当該組織の事務及び事業の性質、内容等に応じて、大分類、中分類及び小分類の3段階の階層型構造として系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。この場合において、別表第1に掲げる業務については、同表を参考して分類するものとする。

(保存期間)

第17条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）を定め、これを公表しなければならない。ただし、第7項第7号に係る文書を定める場合は、あらかじめ総括文書管理者に協議するものとする。

- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第1項の協議及び前項の報告は、内部部局の各局の文書管理者にあっては主任文書管理者を、機関等の文

書管理者にあっては機関等主任文書管理者を通じて行うものとする。

4 第15条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。

5 第15条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等（法第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）に該当する行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

6 第15条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

7 第15条第1号の保存期間の設定においては、前2項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満

とすることができる。例えば、次に掲げる類型に該当する文書の保存期間は、1年未満とすることができます。

- (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
- (2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
- (3) 出版物や公表物を編集した文書
- (4) 防衛省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
- (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適當なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

8 第15条第1号の保存期間の設定においては、前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報

を含むものその他の合理的な跡付け又は検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

9 第15条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

10 第15条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

11 第15条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル

作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

1 2 第4項、第9項及び第10項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。

1 3 第9項及び第11項の規定は、文書作成取得においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイルの保存要領)

第18条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

2 行政文書ファイル保存要領には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 紙文書の保存場所及び保存方法
- (2) 電子文書の保存場所及び保存方法
- (3) 引継手続
- (4) その他適切な保存を確保するための措置
(保存)

第19条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によつてかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒

体により体系的に管理することを基本とする。

(集中管理の推進)

第20条 防衛省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第21条 総括文書管理者は、防衛省の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。

3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿等への記載)

第22条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に規定する不開示情報を明示してはならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製する移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管又は廃棄
(保存期間が満了したときの措置の定め)

第23条 文書管理者は、行政文書ファイル等について

、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項に規定する保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は総括文書管理者の確認を受けるものとする。

3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求ることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第25条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

4 第17条第3項の規定は、第2項の規定による総括文書管理者の確認について準用する。

(保存期間の延長)

第24条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存しなければならない。

2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

第25条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第23条第1項により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じて内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じて内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移

管するものとする。

3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第17条第7項各号に掲げる類型に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第5項、第6項及び第8項に該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。この場合において、文書管理者は、総括文書管理者があらかじめ定めた一定の期間の中で、どのような類型の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに総括文書管理者に報告するものとする。

4 第17条第3項の規定は、第2項の協議及び前項の報告について準用する。

5 総括文書管理者は、第3項の報告を取りまとめ、速やかに一括して公表するものとする。

6 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等について、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において

利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由について、具体的に記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行るものとする。

- 7 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 8 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものとする。
- 9 第17条第3項の規定は、第6項の同意について準用する。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

第26条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 第17条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

3 機関等監査主任者は、第10条第3項に規定する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を機関等主任文書管理者及び監査責任者に報告しなければならない。

4 監査責任者は、第9条第3項各号に掲げる組織が管理する行政文書の管理状況について、同項第1号に係るものは少なくとも毎年度1回、同項第2号に係るものは隨時監査を行い、その結果及び前項の規定により受けた報告の内容を総括文書管理者に報告しなければならない。

5 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ

、行政文書の管理について自ら必要な措置を講じ、又は主任文書管理者若しくは機関等主任文書管理者に必要な措置をとらせるものとする。

(紛失等への対応)

第27条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなつた場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 第17条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

3 総括文書管理者は、第1項の報告を受けたときは、速やかに自ら被害の拡大防止等のために必要な措置を講じ、又は主任文書管理者若しくは機関等主任文書管理者に必要な措置をとらせるとともに、事案の内容その他の事情に応じて、防衛大臣に報告し、公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第28条 主任文書管理者及び機関等主任文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文

書の管理状況について、毎年度、総括文書管理者に報告するものとする。

2 総括文書管理者は、前項の規定により受けた報告及び第3条第3項第1号の規定により調製した行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について取りまとめ、毎年度、内閣府に報告するものとする。

3 総括文書管理者、主任文書管理者及び機関等主任文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。

4 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第29条 総括文書管理者及び機関等主任文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行

うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

- 2 総括文書管理者、主任文書管理者及び機関等主任文書管理者は、職員が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。
- 3 文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。
- 4 第17条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

(研修への参加)

第30条 文書管理者は、総括文書管理者、機関等主任文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

- 2 職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第31条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平

成 2 5 年法律第 1 0 8 号) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。この条、次条及び別表第 2 第 2 項第 4 号において同じ。) である情報を記録する行政文書の管理については、この訓令の定めるところによるもののか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成 2 6 年政令第 3 3 6 号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定。別表第 2 第 2 項第 4 号において「運用基準」という。)及び特定秘密の保護に関する訓令(平成 2 6 年防衛省訓令第 6 4 号)の定めるところによるものとする。

(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理)

第 3 2 条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち、国の安全又は利益に関わる事項(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和 2 9 年法律第 1 6 6 号)第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)であつ

て、関係者以外には知らせてはならないものとして秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下この条において「省秘訓令」という。）第16条の規定により秘に指定された行政文書（以下この条において「秘文書」という。）の管理については、この訓令の他の規定及び省秘訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 行政文書についての秘の指定（以下この号、次号及び第3号において「指定」という。）は、防衛大臣が別に定める者（第3号において「指定者」という。）が、期間を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとすること。
- (2) 指定がなされている期間（延長した期間を含む。以下この号及び次号において「指定期間」という。）が満了する時において、その満了後も引き続き秘文書として管理を要すると認めるとときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとし、また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えるこ

とができないものとすること。

(3) 指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が指定の必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに当該指定を解除するものとすること。

(4) 秘文書の管理を行う者について定めること。

(5) 秘文書は、秘文書を管理するための帳簿において管理するものとすること。

(6) 秘文書に秘の表示を付するものとすること。

(7) 秘文書の管理状況について、毎年度、防衛大臣に報告するものとすること。

(8) 他の行政機関に秘文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとすること。

第 1 1 章 補則

(特別の定め)

第 3 3 条 この訓令の規定にかかわらず、公文書等の管理について他に特別の定めがあるときは、その定める

ところによる。

(細則)

第34条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月30日省訓第33号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日省訓第18号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日省訓第38号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日省訓第27号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第20号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日省訓第32号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日省訓第36号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日省訓第61号）

この訓令は、令和4年6月28日から施行する。

附 則（令和6年3月27日省訓第41号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令による改正後の防衛省行政文書管理規

則（以下「新規則」という。）第23条第3項及び別表

第2の第2項第6号アのただし書の規定は、電子決裁シ

ステム（EASY）が改修された当該日の属する年度の

翌年度の4月1日から施行することとする。

第3条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令

和 6 年 4 月 1 日以後である行政文書について適用する。
ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると
認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文
書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保
存期間を設定することができる。

別表第1（第17条関係）

防衛省行政文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書（一の項イ）	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 、中間報告、最終報告 、建議又は提言
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2) 法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録
	(3) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
	(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文及び参考条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	(5) 国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）		・議員への説明

)		・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)		・官報の写し
	(7) 解釈又は運用の基準の設定	<p>ア 解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)</p> <p>イ 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)</p>		<p>・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング</p> <p>・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引</p>
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1) 締結の検討	<p>ア 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(二の項イ及びニ)</p> <p>イ 他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書(二の項ロ)</p> <p>ウ 条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(二の項ハ及びニ)</p>	30年	<p>・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説</p> <p>・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答</p> <p>・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析</p>
	(2) 条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録		<p>・法制局提出資料 ・審査録</p>

		された文書（二の項ハ）		
(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
(4) 国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	
(5) 締結	締結に関する文書（二の項ホ）		・署名本書 ・調印書	
(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・官報の写し	
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討 ア 立案基礎文書（一の項イ） イ 立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ウ 立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ） (2) 政令案の審査 政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ） (3) 意見公募手続 意見公募手続文書（一の項ハ）	20年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・法制局提出資料 ・審査録 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文及び参照条文 ・意見公募要領 	

				<ul style="list-style-type: none"> ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
(4) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）			<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
(5) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）			<ul style="list-style-type: none"> ・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文及び参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）			<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し
(7) 解釈又は運用の基準の設定	<p>ア　解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）</p> <p>イ　解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	<p>(1) 立案の検討</p> <p>ア　立案基礎文書（一の項イ）</p> <p>イ　立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）</p> <p>ウ　立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）</p>	20年		<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
				<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告又は提言
				<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者の

			ヒアリング
(2) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文及び参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
(3) 制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文及び参照条文
(4) 官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し
(5) 解釈又は運用の基準の設定	<p>ア 解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）</p> <p>イ 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものと含む。）の決定又は了解及びその経緯

5 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	ア 答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	20年	・法制局提出資料 ・審査録
		イ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）		<ul style="list-style-type: none"> ・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	(2) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重	ウ 答弁が記録された文書（四の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・答弁書
		<p>ア 立案基礎文書（五の項イ）</p> <p>イ 立案の検討に関する審議会等文書（五の項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問

	<p>要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項（1）に掲げるものを除く。）</p>	<p>イ</p> <p>ウ 立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）</p> <p>エ 行政機関協議文書（五の項ロ）</p> <p>オ 関議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 ・中間報告、最終報告 ・建議又は提言 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
6 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるもの）の決定又は了解及びその経緯	<p>関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯</p>	<p>ア 会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ）</p> <p>イ 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）</p> <p>ウ 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）</p> <p>エ 会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ）及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）</p>	<p>10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・議事の記録

		<p>) の議事が記録された文書</p> <p>オ 会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）</p>		・決定・了解文書
7 省議（これに準ずるものと含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他重要な経緯	<p>ア 省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ）</p> <p>イ 省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ）</p> <p>ウ 省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び省議（大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書</p> <p>エ 省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 <p>・決定・了解文書</p>
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯				
8 複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	<p>ア 申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）</p> <p>イ 申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）</p> <p>ウ 申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）</p> <p>エ 他の行政機関との会</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯

		<p>議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項目口）</p> <p>オ 申合せの内容が記録された文書（八の項目ハ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・議事の記録 ・配付資料 <p>・申合せ</p>
9 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	<p>ア 立案基礎文書（九の項目イ）</p> <p>イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項目イ）</p> <p>ウ 立案の検討に関する調査研究文書（九の項目イ）</p> <p>エ 基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項目口）</p> <p>オ 基準を他の行政機関に通知した文書（九の項目ハ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 ・中間報告、最終報告 ・建議又は提言 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・基準案 <ul style="list-style-type: none"> ・通知
10 地方公共団体に対して示す基準の設定及	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	<p>ア 立案基礎文書（九の項目イ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示

びその経緯	イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項目イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 ・中間報告、最終報告 ・建議又は提言
	ウ 立案の検討に関する調査研究文書（九の項目イ）	
	エ 基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項目ロ）	
	オ 基準を地方公共団体に通知した文書（九の項目ハ）	

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

11 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案の検討に関する審議会等文書（十の項目）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 ・中間報告、最終報告 ・建議又は提言
		イ 立案の検討に関する調査研究文書（十の項目）		
		ウ 意見公募手続文書（十の項目）		
		エ 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同		

	号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）		・標準処理期間案
	オ 行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		
(2) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由
(3) 行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由
(4) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同	ア 交付の要件に関する文書（十三の項イ） イ 交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ウ 補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書

	じ。) の交付 に関する重要な経緯			
(5) 不服申立て に関する審議会等における 検討その他の重要な経緯	ア 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書	
	イ 審議会等文書（十四の項ロ）		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議又は意見	
	ウ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）		・弁明書 ・反論書 ・意見書	
	エ 裁決書又は決定書（十四の項ニ）		・裁決・決定書	
(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	ア 訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状	
	イ 訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）		・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	
	ウ 判決書又は和解調書（十五の項ハ）		・判決書 ・和解調書	
12 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重	ア 立案の検討に関する審議会等文書（十の項） イ 立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 ・中間報告、最終報告 ・建議又は提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

要な経緯	ウ 意見公募手続文書（十の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	エ 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案
	オ 行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		<ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間案
(2) 許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。）又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> ・審査案 ・理由
(3) 不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> ・処分案 ・理由
(4) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む）	<p>ア 交付の要件に関する文書（十三の項イ）</p> <p>イ 交付のための決裁文</p>	交付に係る事業が終了する日に係る	<ul style="list-style-type: none"> ・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案

		書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	特定日以後5年	・理由
		ウ 補助事業等実績報告書（十三の項ハ）		・実績報告書
(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	ア 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書	
	イ 審議会等文書（十四の項ロ）		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議又は意見	
	ウ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）		・弁明書 ・反論書 ・意見書	
	エ 裁決書又は決定書（十四の項ニ）		・裁決・決定書	
(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	ア 訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状	
	イ 訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）		・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	
	ウ 判決書又は和解調書（十五の項ハ）		・判決書 ・和解調書	
職員の人事に関する事項				
13 職員の人事に関する事項	(1) 人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	ア 立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ）	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		イ 制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ）		・規程案
		ウ 制定又は変更について		・協議案

	ての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ）		・回答書
	エ 軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）		・報告書
(2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他職員の研修に関する重要な経緯	ア 計画の立案に関する調査研究文書（十七の項）	3年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	イ 計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項）		・計画案
	ウ 職員の研修の実施状況が記録された文書（十七の項）		・実績
(3) 職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	3年	・申請書 ・承認書
(4) 退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	支給制限 その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	・調書

その他の事項

1 4 告示 、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	ア 立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
--------------------------------	---	--------------------------	-----	--

	<p>イ 立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）</p> <p>ウ 意見公募手續文書（二十の項イ）</p> <p>エ 制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）</p> <p>オ 官報公示に関する文書（二十の項ハ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 <ul style="list-style-type: none"> ・告示案 <ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し
(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	<p>ア 立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）</p> <p>イ 制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・訓令案・通達案 ・防衛省行政文書管理規則案 ・防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令案
15 予算及び決算に関する事項	<p>(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(2)に掲げるものを除く。）</p>	<p>ア 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ）</p> <p>イ 財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された</p>	10年 <ul style="list-style-type: none"> ・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 <ul style="list-style-type: none"> ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づ

	文書（二十一の項口）		く予定経費要求書等の各目明細書
	ウ ア及びイに掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビュー ・執行状況調査
	エ 歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・予算の配賦通知
(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)に掲げるものを除く。）	<p>ア 歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ）</p> <p>イ 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）</p>	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 <ul style="list-style-type: none"> ・計算書 ・証拠書類（※会計検査院保有のものを除く。）
	課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課		<ul style="list-style-type: none"> ・課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書（特別会計に限る。）

			税期間（会計年度）の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年	
		ウ 会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ）	5年	・意見又は処置要求（※会計検査院保有のものを除く。）
		エ アからウまでに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ）		・調書
		オ 国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）		・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置
16 機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	10年	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画
17 独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）	ア 立案の検討に関する調査研究文書（二十四の項イ）	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法	イ 制定又は変更のための決裁文書（二十四の項ロ）		・中期目標案
		ウ 中期計画（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法		・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書

	<p>標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。)の制定又は変更に関する立案の検討その他 の重要な経緯</p>	<p>人にあっては事業計画)、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ)</p>		
	(2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	<p>ア 指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ)</p> <p>イ 違法行為等のは正のため必要な措置その他指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)</p>	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 ・検査 <ul style="list-style-type: none"> ・是正措置の要求 ・是正措置
18 政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	<p>ア 政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)</p> <p>イ 基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書(二十六の項イ)</p> <p>ウ 基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ)</p> <p>エ 実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告又は提言 <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画案 ・通知 <ul style="list-style-type: none"> ・事後評価の実施計画案 ・通知

			二十六の項イ)	
			オ 評価書及びその要旨 の作成のための決裁文 書並びにこれらの通知 に関する文書その他当 該作成の過程が記録さ れた文書（19の項に 掲げるものを除く。） (二十六の項ロ)	・評価書 ・評価書要旨
			カ 政策評価の結果の政 策への反映状況の作成 に係る決裁文書及び当 該反映状況の通知に関 する文書その他当該作 成の過程が記録された 文書（二十六の項ハ）	・政策への反映状況案 ・通知
19 公共 事業の実 施に関する事項	直轄事業として 実施される公共 事業の事業計画 の立案に関する 検討、関係者と の協議又は調整 及び事業の施工 その他の重要な 経緯	ア 立案基礎文書（二十 七の項イ）	事業終了 の日に係 る特定日 以後5年 又は事後 評価終了 の日に係 る特定日 以後10年 のいづ れか長い 期間	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 、中間報告、最終報告 、建議又は提言 ・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯
		イ 立案の検討に関する 審議会等文書（二十七 の項イ）		
		ウ 立案の検討に関する 調査研究文書（二十七 の項イ）		
		エ 政策評価法による事 前評価に関する文書（ 二十七の項ヘ）		
		オ 公共事業の事業計画 及び実施に関する事項		

		<p>についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項口）</p> <p>カ 事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）</p> <p>キ 事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ）</p> <p>ク 工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）</p> <p>ケ 政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項ヘ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨
20 栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(2)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
21 国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。） (2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	<p>国会審議文書（二十九の項）</p> <p>審議会等文書（二十九の項）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	ア 行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして	常用（無期限）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書ファイル管理簿

		継続的に保存すべき行政文書（三十の項）		
		イ 取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	5年	・受付簿 ・保存期間を1年未満として廃棄した行政文書ファイル等の類型の記録
		ウ 決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	30年	・決裁簿
		エ 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	20年	・移管・廃棄簿
2 3 統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	ア 統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	5年	・基本方針 ・基本計画 ・要領
		イ 統計の承認に関する経緯が記録された文書		・承認申請書
		ウ 統計の実施に関する経緯が記録された文書		・実施策 ・事務処理基準
		エ 調査票（記録媒体を問わず実査段階において作成・収集されたもの）	調査規則で定めている期間又は調査計画に定める期間	・調査票
		オ 統計の集計結果に関する文書	20年	・調査報告書
		カ 統計の二次利用のための調査票情報文書	永年	・調査票情報
		キ 統計の集計結果の正確性の検証のための文書		・集計結果の作成に活用した統計及び行政記録情報
2 4 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から23の項までに掲げるものを除く。）	ア 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年	・仕様書案 ・協議・調整経緯
		イ 適格請求書の発行・	適格請求	・交付又は提供した適

		受領に関する文書	書を交付した日又は提供した日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年	格請求書の写し
25 行動命令に基づく自衛隊の活動に係る事項	行動命令に基づき活動する自衛隊の活動に係る重要な経緯	<p>ア 大臣が発する行動命令及び当該命令に基づき自衛隊の部隊等の長が発する命令並びに当該命令の作成過程が記録された文書</p> <p>イ 災害派遣に係る行動命令及び当該行動命令の作成過程が記録された文書（アに掲げるものを除く。）</p> <p>ウ 大臣が発する行動命令に基づく自衛隊の活動の記録又は報告であって、防衛大臣又は上級部隊（司令部を含む。以下同じ。）の指揮官の判断に資するもの（活動する部隊等が作成したもの）を除く。）</p> <p>エ 災害派遣に係る行動命令に基づく自衛隊の活動の記録又は報告であって、防衛大臣又は</p>	<p>20年</p> <p>10年</p> <p>20年</p> <p>10年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大臣が発する行動命令案 上記命令に基づき自衛隊の部隊等の長が発する行動命令案 <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項及び第2項による防衛大臣の指定する者が発する行動命令案 <ul style="list-style-type: none"> 活動成果報告 活動教訓資料 <ul style="list-style-type: none"> 活動成果報告 活動教訓資料

		上級部隊の指揮官の判断に資するもの（活動する部隊等が作成したもの及びウに掲げるものを除く。）		
		オ 行動命令に基づき活動する自衛隊の部隊等が作成した上級部隊への定時報告であって、防衛大臣又は上級部隊の指揮官の判断に資するもの	10年	・日々報告 ・週間報告
		カ 行動命令に基づき活動する自衛隊の部隊等が作成した上級部隊への報告であって、防衛大臣又は上級部隊の指揮官の判断に資するもの（オに掲げるものを除く。）	3年	・随時報告
26 一般命令その他の命令に基づく自衛隊の部隊等の活動に係る事項	一般命令その他他の命令に基づき実施する自衛隊の部隊等の活動の重要な経緯（1の項から25の項までに掲げるものを除く。）	ア 大臣が発する一般命令その他の命令（人事発令を除く。）及び当該命令の作成過程が記録された文書 イ 共同訓練・演習その他の命令に基づき実施する自衛隊の部隊等の活動に係る記録や報告であって、当該活動の過程及び実績を事後に跡付け又は検証するために必要不可欠なもの	10年 3年	・一般命令案 ・防衛大臣指示案 ・活動成果報告 ・活動教訓資料
27 防衛大臣及び防衛大臣から委任を受けた防衛副大臣又は防	指示書に基づく対応に係る重要な事項（1の項から26の項までに掲げるものを除く。）	指示書及び当該指示書を受けて作成された文書並びにこれらの作成過程が記録された文書	10年	・指示書 ・回答 ・報告

衛大臣政務官の指示等の職務上の命令のうち、防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）に定める文書の形式によらないものであって、当該命令を文書化したもの（以下「指示書」という。）に基づく対応に係る事項			
28 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法に係る重要な経緯（1の項から27の項までに掲げるものを除く。）	<p>ア 予算の作成に関する重要な経緯</p> <p>イ 予算の執行に関する重要な経緯</p> <p>ウ 決算に関する重要な経緯</p>	<p>契約が終了する日に係る特定日以後 10年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概算要求資料、概算要求説明資料、概算要求執務資料、概算要求変更要求書 等 ・行政事業レビュー、調達改善計画、決算結果等の予算への反映状況 ・決算書、決算見込、決算純計額報告書 ・歳出決算、歳出決算

				見込、歳出月次報告等
		エ 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書		・仕様書案 ・協議・調整経緯 等
29 秘密保全に関する事項	特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置	特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防衛調（防）第181号。令和5年3月31日）に基づく再発防止措置に関する文書	退職の日に係る特定日以後30年	・退職時誓約書 ・退職時誓約書の求めに応じなかった場合の通知
				3年 ・元防衛省職員との面会に関する申請書 ・元防衛省職員との面会に関する報告書 ・元防衛省職員からの働き掛けに関する報告書 ・元防衛省職員からのブリーフィング依頼事項連絡書 ・元防衛省職員に対するブリーフィングの実施に関する申請書 ・元防衛省職員に対するブリーフィングの実施に関する報告書

- (6) 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- (7) 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- (8) 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
- (9) 省議（これに準ずるものを含む。）省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- (10) 特定日 第17条第13項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）
- 2 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 3 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。
- 4 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 5 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- 6 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参照し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2（第23条関係）

保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、次の各号のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館に移管するものとする。

- (1) 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

前項の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、次の各号に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

ア 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の保存期間満了時の措置の欄のとおりとする。

事 項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	移管
	(2) 法律案の審査	
	(3) 他の行政機関への協議	
	(4) 関議	
	(5) 国会審議	
	(6) 官報公示その他の公布	
	(7) 解釈又は運用の基準の設定	
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1) 締結の検討	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
	(2) 条約案の審査	
	(3) 関議	
	(4) 国会審議	

	(5) 締結 (6) 官報公示その他の公布	
3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討 (2) 政令案の審査 (3) 意見公募手続 (4) 他の行政機関への協議 (5) 閣議 (6) 官報公示その他の公布 (7) 解釈又は運用の基準の設定	移管
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討 (2) 意見公募手続 (3) 制定又は改廃 (4) 官報公示 (5) 解釈又は運用の基準の設定	移管
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯		
5 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (2) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)に掲げるものを除く。）	移管
6 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管
7 省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯		
8 複数の行政機関による申合せ及びその	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への	移管

経緯	協議その他の重要な経緯	
9 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他他の重要な経緯	移管
10 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他他の重要な経緯	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯		
11 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他他の重要な経緯	移管
	(2) 許認可等に関する重要な経緯	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。) ・国籍に関するもの
	(3) 不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
	(4) 補助金等の交付に関する重要な経緯	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他他の重要な経緯	移管
	(2) 許認可等に関する重要な経緯	以下について移管

	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの 	
(3) 不利益処分に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの 	
(4) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの 	
(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの 	
(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの 	
職員の人事に関する事項		
13 職員の人事に関する事項	(1) 人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	移管
	(2) 職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	廃棄 ※別表第1の備考2に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)
	(3) 職員の兼業の許可に関する重要な経緯	
	(4) 退職手当の支給に関する重要な経緯	

その他の事項

1 4 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	廃棄
	(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 ・防衛省行政文書管理規則案その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
1 5 予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(2)に掲げるものを除く。）	以下について移管 ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
	(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)に掲げるものを除く。）	以下について移管 ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告

		<p>書並びに国の債務に関する計算書を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
16 機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	移管
17 独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
	(2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	
18 政策評価に関する事項	政策評価法第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	移管
19 公共事業の実施	直轄事業として実施される公共事業	以下について移管

	に関する事項	の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(2)に掲げるものを除く。）	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣又は防衛大臣からの表彰のうち、特に重要な表彰に係るもの
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
		(2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管・廃棄簿（省全体の移管・廃棄簿を取りまとめたものに限る。）
23	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書
24	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から23の項までに掲げるものを除く。）	廃棄

25 行動命令に基づく自衛隊の活動に係る事項	行動命令に基づき活動する自衛隊の活動に係る重要な経緯	移管
26 一般命令その他 の命令に基づく自衛 隊の部隊等の活動に 係る事項	一般命令その他の命令に基づき実施する自衛隊の部隊等の活動の重要な経緯（1の項から25の項までに掲げるものを除く。）	移管
27 指示書に基づく 対応に係る事項	指示書に基づく対応に係る重要な事項（1の項から26の項までに掲げるものを除く。）	移管
28 特定防衛調達に 係る国庫債務負担行 為により支出すべき 年限に関する特別措 置法に関する事項	特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法に係る重要な経緯（1の項から27の項までに掲げるものを除く。）	移管
29 秘密保全に関す る事項	特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置	廃棄

イ 次の表の事項の欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、歴史公文書等の具体例の欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事 項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画 ・年間実績報告書等 ・施行状況調査・実態状況調査 ・意見・勧告 ・その他これらに準ずるもの
国際会議	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関（IMF、ILO、WHO等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書 ・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・一般統計調査の調査報告書
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書 ・広報資料 ・大臣記者会見録

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

ア 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の(ア)から(エ)に掲げる特に重要な政策事項等に関するものについては、前項の基本的考え方によらして、前号アの表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(ア) 災害及び事故事件への対処

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウィルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件（オウム真理教対策）など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

(イ) 我が国における行政等の新たな仕組みの構築

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

(ウ) 國際的枠組みの創設

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

(エ) 革新的又は先端的な技術の研究開発

スーパーコンピュータ、衛星技術等

イ 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に関する文書に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、前項の基本的考え方によらして、前号アの表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

ウ 領土・主権に関する文書については、前項第4号に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も含まれる。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処するものとする。

(3) 昭和27年度までに作成又は取得された文書

昭和27年度までに作成又は取得された文書（日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成又は取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。）は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、

我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この別表第2に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令、運用基準及び特定秘密の保護に関する訓令を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行うものとする。

(5) 第1号から前号までに記載のない文書

第1号から前号までに記載のないものに関しては、前項の基本的考え方によれば、各文書管理者において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

ア 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。

イ 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

ウ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、第1項各号に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある（例：直轄事業として実施される総事業費10億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で取り上げられ、国民の大きな関心を招いた事柄等）。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。

エ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。